

平成 27 年 6 月 24 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代 表 取 締 役 劉 天 泉
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：
経営企画本部 副本部長 藤 井 肇
TEL 03-5769-8200 (代表)

再発防止策及び法令遵守体制の整備等の改善措置の実施状況
並びに今後の方針等に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 24 日付「特設市場注意銘柄の指定および上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」において公表いたしましたとおり、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたために、平成 27 年 2 月 25 日付で「特設注意市場銘柄」に指定されております。

当社は、この事態を重く受け止め、内部管理体制を早急に整え、上記銘柄からの指定解除を受けられるよう全社一丸となって、最大限の努力を尽くすとともに、信頼回復に誠心誠意努めてまいりました。

その一環として、当社は、平成 27 年 1 月 30 日付「第三者委員会の調査報告に係る再発防止策」及び平成 27 年 2 月 6 日付「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ」において公表いたしました第三者委員会の調査報告書で提言された再発防止策及び当社独自の調査結果に基づく内部統制上の重要な不備の是正を図るための再発防止策につき、当社内で「コンプライアンス強化対策委員会」及びその分科会である「ガバナンス対策タスクフォース」を設置して、社外委員会の助言・指導を受けながら着実に実施してまいりました。その過程で必要な追加調査については、「ガバナンス対策タスクフォース」において実施してきたところであります。

今般、「ガバナンス対策タスクフォース」における追加調査に終了の目処が立ち、また、当社は、平成 27 年 6 月 29 日開催予定の第 26 期定時株主総会にて経営陣が刷新される予定であることから、現体制下において策定した再発防止策及び法令遵守体制の整備等への改善措置の現時点での進捗状況及び今後の方針等について下記のとおりご報告いたします。

なお、新体制のもとにおける今後の再発防止策及び法令遵守体制の整備等の改善措置を改めて見直す予定であります。これにつきましては、新体制に替わった後に速やかに開示いたします。

株主、投資家の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。当社は、今後も全社一丸となって全力で改善に努めて参る所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1. 不適切な取引の発生防止に向けた取引チェック機能の充実・強化

(1) 仕入先に対する客観的かつ厳格な与信審査の徹底

当社が商社的取引を行う場合に、仕入先に対する実質的な審査等が行われていない状況が看過されていたケースがあったことに鑑み、商社的取引を行う場合には、購買部門による仕入先会社情報(例えば登記情報、東京商工リサーチ、HP等)による与信情報確認および仕入先担当窓口による実在性確認(電話、メール等)等による客観的な審査手法を規程あるいは実施要領として整備する。

(2) 仕入と販売の職務分離による牽制機能の確保

当社は、仕入に関しては購買管理規程等の規程を定め、販売に関しては販売管理規程等を定めており、仕入と販売の職務分離を段階的に進めるべく、業務分掌規程にて購買部門が物品仕入れするよう定めたものの徹底は十分ではなかったため、営業部門内での仕入れ・販売が行われていた。

そこで、組織改正により購買部門での物品仕入責任者を明確に定めるとともに、営業部門等の違反者への懲戒処分の徹底、営業部門から仕入先への発注に関する経費伝票の差止め等の施策を販売管理規程あるいは購買管理規程等に定め運用する。また、これらの運用状況については、内部監査室等の独立部門によりモニタリングを実施する。

(3) 取引の実在性の確認の徹底

当社の販売管理規程によれば、「営業担当者は、受注物件等の納品に当たっては、所定の手続きによって受領書またはこれに準ずる証憑を受け取るものとする。」(第8条1項)、「受注物件等の納品にあたっては、営業担当者は受注した仕様とおりに納品したことを確認したのち、速やかに検収依頼を行い、検収書またはそれに準じる証憑を受け取るものとする。」(第8条2項)と規定されているが、商社的取引により仕入先から販売先あるいは納品先へ直送(ドロップシップ)される場合には、販売先から実態を記載していない検収書等の提出を受けた場合、検収書等だけに依拠した判断では、取引の実在確認が危ういものとなる。

そこで、商社的取引においては、仕入先における商品出荷時の出荷伝票あるいは輸送業者への送り状、納入時の納入伝票等、通関インボイス、船荷証券控え等の複数の証憑により商品の出荷や納入の事実を確認するよう販売管理規程を改訂するとともに、これら証憑について、営業部門以外で確認する役割部門を定めるものとする。また、これらの運用状況については、内部監査室等の独立部門によりモニタリングを実施する。

(4) 大規模取引における取引内容・履行状況のチェック体制構築

上記(1)～(3)の改善措置が構築される運用が安定するまでの間は暫定的な措置として、当社内で、当社グループの行う商社取引、すなわち当社グループが商流には入るものの、物流からは外れ、実際に商品の受領や発送を行わない取引についてはその全件について、特別チームを編成して、定期的に、個別の取引について、仕入及び納品の事実の確認をすることに加えて、取引内容(金額、取引先、代金回収状況等)及び各取引の内部手続の履践状況等について検証し、その結果を取締役会および社外委員会に対しても報告するものとし、各々からの意見をフィードバックし、取引のチェック体制構築の改善に供するものとする。

2. 公印（会社実印）の適正な管理体制の構築

(1) 印章管理規程の見直し

当社の実印等の社用印章の管理実務において、経営層からの管理規程を逸脱した要求に対しては中級管理職では抗うことができない状況もあった。また、現規程は、実印等の社用印章の決裁者と管理責任者が同一である等、必ずしも実態と整合していない規程の存在も判明した。

そこで、今後は、社用印章については、上級管理職下で管理することとし、決裁事案の決裁者と管理責任者を規程上も明確に分離することで、決裁者と管理責任者の牽制機能を働かせ、実態と整合する形で規程を改めることとする。

また、印章の保管方法についても明確な規程を設けるとともに、社外持ち出しの場合についても厳格な要件を定めることで、実印等の社用印章を適切に管理することとする。

(2) 印章管理体制の見直し

実印等の社用印章の管理体制を確立する為、社用印章を使用した際の押捺記録簿への記録の徹底を図るとともに、押捺記録簿を四半期ごとに常勤監査役等適切な部門に報告することにより、押捺記録簿への記録が順守されているかを定期的にモニタリングする。また、実印の使用に関しては、実印の管理責任者のみならず管理本部長も要件確認を行うことで、チェック機能の強化を図ることとする。

3. 子会社及び関連会社の管理体制の充実・強化

子会社及び関係会社の管理体制の充実・強化においては、グループ子会社が整理される状況も踏まえて、より実際的な対応をすることとする。

とりわけ今回問題となった SJ Asia Pacific Limited（以下、「SJAP」といいます。）および SJI(Hong Kong)Limited（中文商号：恒星信息（香港）有限公司、以下、「SJI 香港」といいます。）においては、過去の経緯および海外子会社の整理売却の過程の中で、責任主幹の所在が海外担当役員なのか社長室なのか経営企画本部なのか不明瞭であったが、今後の組織体制の抜本的な見直しの中で明確にする。

(1) 子会社及び関係会社管理に係る規程の見直し

子会社及び関係会社管理に係る規程として関係会社管理規程があるが、グループ内子会社・関係会社の規模・業態・出資比率等が様々なことがあり、親会社への事前承認事項・報告事項等においても網羅的な定めとなっており、具体的な基準が曖昧であったため子会社及び関係会社管理に曖昧さがあった。グループ子会社が整理される状況も踏まえ、事前承認事項・報告事項等の具体的な基準を定める。

また、SJAP や SJI 香港のような親会社直轄での海外子会社統轄を目的とする子会社については、他の事業子会社とは別の管理規約として関係会社管理規程に定める。

(2) 子会社の特性に応じた子会社個別の規程の充実

(1)にて関係会社管理規程の整備をすすめるものの、SJAP および SJI 香港は別法人であることから、各々の会社においても改定された関係会社管理規程に対応した社内規程の整備が必要である。

また、各社の特性に応じて、董事会の決議を要する事項及び董事の決裁で足りる事項等の区分及びこれに応じた手続を明確に定めるなどして、網羅的かつ各社の実態に則した内容の規程を整備することが必要であり、既存の社内規程の追加整備が必要である。

特に、SJAP や SJI 香港のような、親会社直轄で、役職員の大半が親会社出向者から構成されており、役職者数が少ない状況においては、親会社との相互連携を意識した規程の整備・充実を図ることが肝要である。

(3) 中間持株会社の商取引の禁止

SJAP や SJI 香港のような中間持株会社では、業務管理をする機能を持っておらず、商取引において内部統制を有効に機能させることは期待できなかったことから、これら中間持株会社単独での商取引を禁止するものとし、関係会社管理規程に定めると同時に、各社董事会により決議するものとする。

4. 最高財務責任者(CFO)の任命及び財務経理の機能強化

(1) 最高財務責任者(CFO)の任命

本事象の原因及び問題点として、当時の李代表取締役社長が財務経理機能も実質的に把握しており、資産売却および資金調達においても李代表取締役社長に依存していた点がある。

このことは、代表取締役社長へ財務等の権限が集中された場合には、李代表取締役社長には限らず同様の問題が発生してしまう可能性があり、特に財務権限については代表取締役とは権限を独立分離させ、相互牽制の効く体制の構築が必要である。

最高財務責任者として、財務経理の分野に精通し、資金調達能力も兼ね備えた人材を充てる必要があると考える。しかし、これには、適切な人材の確保や当社全体の所要の手続も必要があることから、最高財務責任者が設置されるまでの間の暫定的な措置として、少なくとも財務経理担当役員を設けて、財務経理部門の機能の充実・強化に向けた準備に早急に取り掛かるも

のとする。

(2) 資金調達方法等の規定及び運用管理要領の整備と運用の徹底

本事象の原因及び問題点として、財務経理部門による資金調達機能が不十分であり、財務経理部門を統括する役職が設置されていなかったことが挙げられる。

今後、(1)の改善措置で任命された最高財務責任者により、その権限と責任の下で、財務経理部門において資金調達・管理・決済等を適正化および資金調達機能の強化を図っていくものとする。

(3) SJI 直轄の中間持株会社の財務経理責任部署を財務経理部門とする。

SJAP および SJI 香港における財務経理に係る実務対応は、SJI の財務経理スタッフが兼務対応している。その一方、SJI 財務経理本部としては、連結決算対応として SJAP および SJI 香港の連結決算データを扱うものの、SJAP および SJI 香港の経営としての財務管理には関与していなかった。

SJAP や SJI 香港においては、本来的には事業会社ではなく、海外グループ子会社の連結管理・資産管理を目的とする会社であることから、SJI と一体で管理される性質のものであると考える。また、このことにより SJAP や SJI 香港における財務の透明性の確保ができる。

よって、SJAP や SJI 香港については、純粋に連結管理・資産管理を目的とする会社として、財務経理本部の管理下に置く方向で整理を進めることとする。

(4) 未収金回収の仕組み作りと運用の厳格化

債権回収管理のポイントとして、例えば以下のような管理項目等を検討・整理し、回収フェーズの進捗管理が出来るようにし、TO DO 管理(進捗フェーズ、誰が、何時まで、何を、どの様に等)の具体的な仕組みとして債権回収実施要領において整備することとする。

項番	回収管理フェーズ	実施内容
1	債務者の確認	債務者の所在の再確認 (HP、登記情報、東京商工リサーチ、空地／架空住所)
2		債務者側担当窓口とのコンタクト(メール、電話等)による実在性確認
3		現地の法律事務所または社員・当社グループ社員による債務者の訪問
4	契約実態確認	契約実態、契約内容の先方との確認(売上債権の場合は営業担当部門が担当し、売上以外の債権については財務経理本部が担当)
5	督促	口頭から書面へ段階的に進める
6	担保徴収	先方の保有資産等調査し担保徴収を試みる
7	法的措置	訴訟等の法的措置を実行

5. 会計上の見積りの客観的な実施過程の確保

(1) 貸付金・貸付債権の評価・管理の強化と評価基準適用の厳格化

① 貸付金の管理の強化

当社においては、従業員の生活支援を目的とした貸付を除き、ビジネス上での貸付を行うという態様は考え難いことから、貸付は原則的に認めないこととし、例外的な貸付の実施については、全て取締役会決議とし、職務権限規程 付表金額決裁権限表に規定する決裁を受けるものとする。

なお、取締役会での決議においては、貸付先の与信判断に必要な情報として、最低限の以下の資料を付議資料として添付し決裁を受けるものとする。

- ① 貸付条件（金額、期日、利息、遅滞利息等）
- ② 貸付理由および資金使途
- ③ 期限内に回収できることの蓋然性
- ④ 回収リスクに関する対応策（担保設定の検討等）
- ⑤ 貸付先の財務諸表

また、貸付実施後の貸付条件の変更（貸付期限延長等）についても同様に全て取締役会決議とするが、貸付先の与信判断に必要な前述の情報については、見直したものを付議資料として添付し決裁を受けるものとする。

なお、貸付実行の際には財務経理部門において、上述のルールが正しく守られているかを確認した上で出金を行う。

② 貸付債権の評価・管理の強化と評価基準適用の厳格化

貸付実施後の貸付債権の評価については、経理規程における貸倒引当金計上に係る評価基準を以下の通りに見直し、規程改訂を行う。

- ① 当初の期限の到来後は、担保や保証による回収見込額を控除し、財政状態・経営成績を考慮し回収不能額を見積り、当該金額を引当金として計上する。
- ② 債務者の支払い能力を判断するに至らない場合においては延滞期間に応じて次のとおり引当金を計上する。
 - ・延滞期間が1年以内 債権の50%
 - ・延滞期間が1年超 債権の全額
- ③ 期限にかかわらず、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権については、当該債権の回収不能額を見積り、当該金額を引当金として計上する。

なお、貸付実行の際には財務経理部門において、貸付実行後は貸付額が前月から増減をチェックし、増加している場合には、貸付実行手続きが適切に行われているか否かのチェックを行う。

(2) 仮払金（前渡金）の評価・管理の強化と評価基準適用の厳格化

当社においては、仮払金は、出張・接待・現場での小口現金程度を想定しており、出張・接待・現場での小口経費を除き、仮払は原則的に認めないこととし、万一止むを得ず高額な仮払を行わざるを得ない場合には、使途・理由を明確にした上で取締役会決議事項とする。この場合当社の通常発生する仮払金の限度を明らかに超える額である 100 万円を金額基準とし、金額決裁権限表に「仮払金」の記載を追加する改定を行う。

(3) 借入金・借入債務の評価・管理の強化と評価基準適用の厳格化

当社においては、借入債務の管理については財務経理部門で行っているが、現在運用している管理資料である借入金明細表において、返済実績、返済遅延の場合に貸付先との対応状況を記載する欄を設けることにより運用強化を行うなど、返済遅延となった場合において借入期日到来時での遅延損害金発生の認識と当該損害金に関する会計処理を漏れなく実施できるような運用体制とする。また、前述の運用を実施するよう借入金の管理に関する実施要領を整備する。

(4) 四半期毎での内部監査独立モニタリング実施

(1)～(3)の実施状況については、内部監査室が四半期毎にモニタリングを実施し、取締役会へ報告する。

6. コンプライアンス体制の充実・強化

(1) コンプライアンス研修

本事象により、コンプライアンス意識が欠如していたことが明らかになったことから、当社グループの役員及び社員全員がこの事態を重く受け止め、自らのコンプライアンス意識を向上させていく目的で、企業倫理、コンプライアンス等に関する階層別研修を定期的実施し、以下のとおり具体的なテーマに基づき、全社的に研修受講を義務化する。

- ・コーポレート（会社法、企業倫理、ヘルプライン等）
- ・インサイダー（自社株取引等）
- ・顧客との関係（営業秘密、不正競争防止法、独占禁止法等）
- ・協力会社との関係（下請法等）
- ・従業員との関係（ハラスメント等）

役員・幹部管理職向けには外部講師による研修を実施し、特に「企業ガバナンス」「会社法」といった企業統治に関わる研修に重点を置くこととする。

また、研修テーマを決定するにあたっては、法改正の動向、一般情勢等に照らして時宜にかなった内容の研修を実施するよう検討する。

一般社員向けには、社内講師による研修を行い、3年間のローテーションの中で、上記テーマを全員受講することとする。

新入社員向けには、新入社員研修の中で、コンプライアンス研修を実施することとする。

(2) 内部通報窓口の改善

現状のSJI ヘルプラインと呼ばれる内部通報制度の実効性を確保する為、以下のとおり、通報窓口を社内だけでなく社外の専門家（弁護士等）とすることや、匿名による通報も可能とすることとして制度を充実させ、コンプライアンス確保にとって実効性のある内部通報制度を再構築する。

① 社内相談窓口に加えて、新たに社外相談窓口を設置する。

社外相談窓口を外部の弁護士に依頼するものとし、弁護士事務所名称・住所・電話番号・メールアドレスを社員に周知徹底する。

② 匿名での通報や相談の取扱いの見直しを行い、実名匿名を問わず内部通報を受け付けるものとする。

規程では必ずしも明確でなかった匿名取扱いにつき、取扱いを明記することで、匿名での通報も可能であることを周知させる。

③ 通報・相談事案を適切な部門に報告することで牽制機能を強化する。

内部通報により収集された情報をコンプライアンス委員会等の適切な部署に集約し、速やかに対処方法を検討することで内部通報制度の実効性を確保する。

上記のとおり内部通報制度を改善したことを周知徹底させることで、内部通報制度の有用性を広く社員に浸透させることとする。

(3) 社内委員会による早期是正の推進と社外委員会によるアドバイス

当社では、早期に不備の是正・改善措置を行うにあたって、現行体制化において、①コンプライアンス強化対策委員会、②ガバナンス対策タスクフォース、③社外委員会を設置しており、各々は以下の役割を担っている。

① コンプライアンス強化対策委員会

北村克己代表取締役を委員長とし、その他社員の委員4名で構成され、オブザーバーとして内部監査室長が出席している、毎週の定例会議により、再発防止に向けた各種の是正策の進捗を確認しつつ、その是正の進捗および運用実績の管理を行っている。この進捗状況については、適時に社外委員会に報告するとともに、社外委員会からの助言を受けて、

これを是正策の修正等に反映させている。(6月24日現在で19回開催)

② ガバナンス対策タスクフォース

ガバナンス対策タスクフォースは、コンプライアンス強化対策委員会の分科会として位置付けられており、劉社長、北村代表他社員4名、社外の弁護士及2名及び会計士2名で構成され、オブザーバーとして岡田監査役と内部監査室長が出席している。その活動目的は、特設注意市場銘柄に指定されたことを受けて、内部統制の是正・改善を具体的に推進していくことを役割としている。組織ラインと協働での活動を通じて、特設注意市場銘柄の指定解除に向けて会社の内部管理体制の改善を実効的に進めていく役割を担っている。

(6月24日現在で10回開催)

③ 社外委員会

社外委員会は、コンプライアンス分野に精通した外部専門家から構成される委員会であり、宗像紀夫弁護士を委員長、堀内捷三弁護士、根津宏行弁護士を委員としている。この委員会は、総合的かつ包括的なコンプライアンス充実・強化に向けて、当社グループのコーポレートガバナンス及びコンプライアンス体制の抜本的な見直し、各種規程等の改訂及び運用の見直し、全役員・社員に受講を義務付けるコンプライアンス研修の内容等について広範な助言の提供、および具体的是正施策の実施状況について検証していただくとともに、再発防止策に向けた経営陣の取組状況を検証し、当社に対し、助言や意見具申等を行っている。(6月24日現在で11回開催)

なお、平成27年6月29日開催予定の第26期定時株主総会にて経営陣が刷新される予定であり、新体制のもとで改善策も改めて見直す予定であります。

7. 取締役会のチェック機能の改善・強化

取締役会付議議案および添付資料に対して、①経営企画部門での議案受付時における記載内容の品質確認・指導、②経営会議等での事前審議の徹底、③取締役・監査役への取締役会付議資料の事前配布の徹底、④取締役会決議事案の実施状況等のモニタリングおよびフォローアップの実施を行う。

8. 追加調査と追加再発防止策

当社において従前の調査で必ずしも十分に把握できていなかった事象について、ガバナンス対策タスクフォースにおいて、徹底的な実調査を実施するべく、外部の弁護士及び公認会計士をメンバーに加えて、下記の調査事項につき、速やかに調査及び分析等を実施したところ、現時点でおおむね終了しており、今後、必要に応じ再発防止策を検討する予定である。

- (1) 国内ハードウェア取引及び海外ハードウェア取引を始めとする取引協力会社等の関連先の概要及び李取締役との関係等の調査

国内ハードウェア取引及び海外ハードウェア取引における各取引協力会社等の関連先の会社概要に加え、これらの関連先と李取締役との関係について、会社情報を収集するとともに、李取締役及び関連先からヒアリングを行うなどの方法により調査を実施してきたところであり、この調査は既に完了している。

- (2) 国内ハードウェア取引及び海外ハードウェア取引における李取締役の返済原資に関する調査等

国内ハードウェア取引及び海外ハードウェア取引による返済原資に充てられた取引協力会社に対する融資の経緯、回数及び金額等についても調査中であり、この融資元が取引協力会社と同様の位置付けであったのか否かも含め、専門的知識と調査の客観性が特に求められる事柄であることを考慮し、タスクフォースの外部メンバーである弁護士及び公認会計士を中心に関係者のヒアリング及び証憑の調査・分析等を実施してきたところであり、この調査も既に完了している。

- (3) 平成 25 年 7 月 30 日付け品川税務署長名義の「消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書」の送付を受けた後の当社の対応について

平成 25 年 7 月 30 日付け品川税務署長からの「消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書」の送付を受け、同通知書においては明確に国内ハードウェア取引 10 件につき、仮装取引である旨記載されていたにもかかわらず、この時点で取締役会に報告されず、その結果、なぜ当時、社内において調査を行うなどの適切な対応を平成 26 年 10 月 10 に第三者委員会を設置するまで行うことができなかつたのかという点について社外委員会が詳細に調査を行っており、その調査結果については、当社が新体制に替わった後、平成 27 年 7 月中旬までに公表が予定されている検証報告書にも記載される予定である。

9. 人事処分・責任追及

現在、社外委員会において、コーポレートガバナンスの問題点等に係る事実調査を行っており、李取締役を含め、本件に関与した役職員の責任の有無及び範囲等について検討いただいているところであり、この検討結果については、平成 27 年 7 月中旬までに当社に提出いただく検証報告書にも記載される予定である。

他方、平成 27 年 6 月 29 日開催予定の第 26 期定時株主総会にて李取締役等は退任し、経営陣が刷新される予定であり、新体制のもとで、社外委員会の助言・指導を受けながら、本件に関与した役職員の人事処分や責任追及等を速やかに実施する予定であります。

10. 内部統制整備・運用状況の評価&レビュー

上記の再発防止策及び法令遵守体制の整備等の改善措置は、内部統制報告制度(J-SOX)に準じて整備状況・運用状況の評価する。

(1) PLC(業務レベル統制)フロー、RCM(リスク・コントロール・マトリクス)の追加整備・運用評価およびレビュー

「1. 不適切な取引の発生防止に向けた取引チェック機能の充実・強化」の是正・改善の実施に伴い、PLCフロー図・RCMの追加整備を実施する。また、既存のPLCフロー図・RCMへの影響についての点検を実施する。

今回の是正状況については、ここで整備したPLCフロー図・RCMに基づいて、整備状況および運用状況の評価及びレビューすることになる。

(2) FSCP(決算財務報告プロセス)の追加整備・運用評価およびレビュー

「4. 最高財務責任者(CFO)の任命及び財務経理の機能強化」および「5. 会計上の見積りの客観的な実施過程の確保」の是正・改善の実施に伴い、既存のFSCPチェックの仕組みの追加整備を実施する。

今回の是正状況については、ここで整備したFSCPチェック・リストに基づいて、整備状況および運用状況の評価及びレビューすることになる。

(3) CLC(全社的な内部統制)の追加整備・運用評価およびレビュー

「2. 公印(会社実印)の適正な管理体制の構築」、「3. 子会社及び関連会社の管理体制の充実・強化」、「6. コンプライアンス体制の充実・強化」および「7. 取締役会のチェック機能の改善・強化」の是正・改善の実施に伴い、既存のCLCチェックの追加評価事項の整備を実施する。

今回の是正状況については、ここで整備したCLCチェック・リストに基づいて、整備状況および運用状況の評価及びレビューすることになる。

11. 改善措置の実施スケジュール

別紙をご参照ください。

以 上

【別紙】

項番	改善措置	2015年度											
		～4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
		調査・検討・整備				中間審査		運用実績					
(1) 不適切な取引の発生防止に向けた取引チェック機能の充実・強化													
(1)-1	仕入先の与信審査の徹底 (事前チェック体制の充実・強化:購買管理規程の整備)	整備	業務フロー見直し	→									
(1)-2	仕入先と販売の職務分離(業務分掌規程の整備)	整備	規程改訂	→	▲								
(1)-3	取引の実在性の確認の徹底 (事後のチェック体制の充実・強化:販売管理規程の整備)	運用	運用	→									
(1)-4	大規模な取引における取引内容・履行状況のチェック体制構築	整備 運用	体制整備 運用	→									
(2) 公印(会社実印)の適正な管理体制の構築													
(2)-1	印章管理規程の見直し (04/07完了)	整備	規程・体制見直し	→	▲								
(2)-2	印章管理体制の見直し	運用	運用	→									
(3) 子会社及び関連会社の管理体制の充実・強化													
(3)-1	子会社及び関連会社管理に係る規程の見直し (関係会社管理規程の整備: Ph1-親会社承認の金額基準具体化(05/22完) Ph2-中間持株の役割および商取引見直し)	整備 運用	検討・整備 運用	→	Ph1 ▲					Ph2 ▲			
(3)-2	子会社の特性に応じた子会社個別の規程の充実	整備	規程改訂	→						▲			
(3)-3	中間持株会社での商取引禁止	整備 運用	検討・決議 運用	→									
(4) 最高財務責任者(CFO)の任命及び財務経理の機能強化													
(4)-1	最高財務責任者(CFO)の任命 (株主総会決議/総会取締役会決議)	整備 運用	候補者選定 実施	→									
(4)-2	資金調達方法等の規程及び運用管理要領の整備と運用の徹底	整備 運用	規程・要領改訂 運用	→									
(4)-3	SJ直轄中間持株会社の財務経理責任部署を財務経理部門とする	整備 運用	業務分掌改訂 運用	→									
(4)-4	未収金回収の仕組み作りと運用の厳格化 (回収進捗と回収施策の月次取締役会報告)	整備 運用	仕組み策定 運用	→									
(5) 会計上の見積りの客観的な実施過程の確保													
(5)-1	貸付金・貸付債権の評価・管理の強化と評価基準適用の厳格化	整備	規程・運用要領 運用内規の見直し	→	▲								
(5)-2	仮払金(前渡金)の評価・管理の強化と評価基準適用の厳格化	整備	運用	→									
(5)-3	借入金・借入債務の評価・管理の強化と評価基準適用の厳格化	運用	運用	→									
(5)-4	四半期毎での内部監査室独立モニタリング実施			→									
(6) コンプライアンス体制の充実・強化													
(6)-1	コンプライアンス研修(階層別) (新人→4月、役員→5/28、新任管理職→5/28-06/03)	整備 運用	研修計画策定 運用	→									
(6)-2	内部通報窓口の改善 (新内部通報窓口開設→05/18完)	整備 運用	検討・整備 運用	→									
(6)-3	コンプラ強化委員会、ガバナンス対策タスクフォースによる 早期是正と社外委員会による外部アドバイス	運用	コンプライアンス 強化委員会 社外委員会 ガバナンス対策 タスクフォース	→									
(7) 取締役会のチェック機能の改善・強化													
(7)-1	監事役会のチェック機能の改善・強化	整備 運用	検討・整備 運用	→									
(8) 追加調査と追加再発防止策													
(8)-1	A取引の協力会社等の関連先の概要及び李取締役との関係の調査	調査	調査	→									
(8)-2	A取引における李取締役の返答原資に関する調査等	調査	調査	→									
(8)-3	国税調査のエスカレーション不全の原因調査・分析	調査	調査	→									
(8)-4	追加再発防止策の検討	整備	検討	→									
(8)-5	追加再発防止策の実施	運用	実施	→									
(9) 人事処分・責任追及													
(9)-1	社外委員会による責任調査・処分案検討	整備	検討	→									
(9)-2	処分発令	運用	発令	→	▲								
(10) 内部統制整備・運用状況の評価&レビュー													
(10)-1	PLCフロー、RCMの追加整備・運用評価&レビュー (既存 & (1))	整備 運用	評価・追加整備 レビュー	→									▲
(10)-2	FSCPの追加整備・運用評価&レビュー (4)、(5))	整備 運用	評価・追加整備 レビュー	→									▲
(10)-3	CLCの追加整備・運用評価&レビュー (2)、(3)、(6)、(7))	整備 運用	評価・追加整備 レビュー	→									▲

印の説明 ▲ 取締役会決議 ★ 株主総会決議 ■ 施行日/実施日